

第2回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成14年9月17日
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成14年9月17日(火) 10:00~

2 開催場所

霞が関東京會館 ゴールドスタールーム

3 出席者

(委員)

石黒勝三郎、澤口政仁、鈴木辰興、木村稔、佐藤弘、外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、長島孝好、山本正喜、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、澁川弘、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

靄田義成 中央水産研究所海区水産業研究部長

石田行正 中央水産研究所黒潮研究部長

(水産庁)

中尾昭弘 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

平松大介 資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐

笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長

中塚周哉 資源管理部国債課捕鯨班企画法令係長

望月多喜司 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

今村順 北海道漁業調整事務所漁業監督課長

在本英教 仙台漁業調整事務所資源管理係長

石部善也 九州漁業調整事務所長

4 議 題

- (1) 部会の開催状況について
- (2) 第 1 期資源回復計画の進捗状況について
- (3) 平成 1 5 年度資源管理関係予算概算要求について
- (4) 漁業と鯨の競合に関する提言について
- (5) その他

5 議事内容

開 会

佐藤資源管理推進室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 2 回太平洋広域漁業調整委員会を開催させていただきます。

委員の皆様や各都道府県、業界の来賓の方々におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

御承知のとおり、本委員会は昨年の漁業法改正に基づき発足しておりまして、今回で 2 回目の開催となります。本委員会では、太平洋海域における、資源回復計画をはじめとする資源管理にかかる問題等について御審議していただくことになっております。本日がいわゆる本委員会でありまして、本日午後には、太平洋南部会、明日は、太平洋北部会の開催を予定しております。その中では、それぞれの海域における資源回復計画の検討が行われる予定となっております。

本日は、第 1 期資源回復計画の進捗状況などを議題とさせていただいておりますが、定員 28 名の過半数を超える、まだお二方お見えになっておりませんが、出席予定は 25 名、現在 23 名の出席状況となっておりますので、漁業法 114 条で準用いたします漁業法 101 条に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、澁川会長、議事進行の方をお願いします。

澁川会長

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆様をはじめ来賓の方々におかれましては御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本太平洋広域漁業調整委員会におきましては、昨年の10月29日に開催されました第1回委員会において委員会の事務規定が採択され、本委員会の下に太平洋北部会、それから、太平洋南部会の2つの部会が構成されたわけでございます。資源回復計画につきましては、各部会で完結する資源については当該部会において調査審議することが付託されております。これまで、それぞれの部会におきまして、資源回復計画の審議が進められてまいりました。

本日の委員会におきましては、これまでの部会の開催状況、第1期資源回復計画の進捗状況などについて、他の海域における状況も含めて後ほど事務局より説明を頂戴し、御審議いただきたいと思っております。

ここで、委員の交代がございましたので御報告させていただきます。大臣選任委員の上野委員におかれましては、健康上の理由から8月1日付をもちまして本委員会の委員を御辞任され、かわって山本委員が同日付で就任されております。御紹介を申し上げます。新しく大臣選任委員となりました山本委員でございます。

山本委員

山本でございます。よろしくお願いいたします。

澁川会長

それでは、議事に入る前に、本日、水産庁から中尾管理課長さんがお見えになっております。あいさつを頂戴したいと思います。

中尾管理課長

水産庁管理課長の中尾でございます。本日は、木下水産庁長官が他の公務のため出席することができませんので、長官のあいさつを代読させていただきます。

本日、第2回太平洋広域漁業調整委員会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員各位におかれましては、このたび、御多忙にもかかわらず本日御出席いただき厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、本年3月26日に、水産基本法に基づく水産基本計画が、今後10年間を見通して定める中長期的な施策推進の中期的な指針として閣議決定されております。基本計画では、水産物の自給率の目標が定められ、その達成のための施策の推進方向が提示されておりますが、資源管理はその中でも中心的な施策として位置づけられております。

資源回復計画については、平成16年度までに50程度の魚種のうち、条件の整ったもの

から順次策定に着手することとしており、その審議に当たる広域漁業調整委員会の重要性がますます高くなっているところであります。

資源回復計画は、国民全体の共有財産とも言える水産資源の回復を図り、水産業の産業としての再生と水産食料の安定供給を追求するものでありますが、広域的な計画であることから、関係者が多岐わたり、計画の策定には困難な面があります。

このため国としては、資源回復計画の実施支援などを目的として、本年の国会で、水産業協同組合法、漁業再建整備特別措置法等の関係法令の改正を行い、また、本年度予算において所要の支援措置を確保したところであります。これに加えて、地方公共団体、漁協系統組織それぞれが、その果たすべき役割を自覚し、一致団結して取り組むことが最も必要と考えております。

現在のところ、瀬戸内海のサワラについての資源回復計画が本年4月に、本委員会管轄の太平洋南部海域において伊勢湾・三河湾小型底びき網漁業対象種についての資源回復計画が8月に、それぞれ策定され公表されております。また、今月6日には日本海西部アカガレイ資源回復計画を公表したところであります。

本委員会の管轄海域は、北海道から宮崎県までの広大かつ変化に富んだ漁場を内包しており、その場で営まれている漁業の種類についても沿岸漁業から沖合漁業まで、対象魚種にしても浮魚から底魚までの多種多様な要素で構成されております。

これに対応して、資源の管理をめぐる問題も多く、克服していかなければならない問題も山積しております。今後の資源回復計画の策定に向けての成否は本委員会にかかっており、本委員会がその役割を十分に果たすことが、資源の管理のみならず本海域の今後の水産業全般の発展につながるものと考えます。このため、委員各位の御活躍を期待するところであり、このような重大な責任を果たしておられることに対し、心より敬意を払うものであります。

最後になりましたが、本日お集まりの皆様の御健康と今後の御活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

平成14年9月17日

水産庁長官 木下寛之 代読

よろしく願いいたします。

澁川会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き委員会の議事に入りたいと思いますが、初めに、お配りしてあります資料の確認を行いたいと思います。事務局よりお願いします。

齋藤管理課課長補佐

事務局より配付いたしました資料の確認をしたいと思います。

まず、最初に議事次第、配席図、本日の御出席者名簿、委員名簿、この4枚が事務的な資料となっております。続きまして、資料1として部会の開催状況について、資料2として第1期資源回復計画の進捗状況について、資料3として伊勢湾・三河湾の資源回復計画、資料4として平成15年度の予算概算要求について、資料5として北西太平洋鯨類捕獲調査の概要、資料6として鯨類と漁業との競合に関する決議案文といった資料となっております。

お手元の資料で不具合や配付してないもの等がありましたら、事務局の方にお申しつけください。以上です。

議事録署名人の指名

澁川会長

続きまして、後日まとめられる本委員会の議事録の署名人を選出したいと思います。これにつきましては、事務規程第12条にありますように、会長の方から2人以上指名することとなっております。私の方で指名させていただきたいと思います。

これまで、名簿の順に従って指名しておりますので、今回の委員会議事録の署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から愛知県互選の鈴木信治委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から長島孝好委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

議題1 部会の開催状況について

澁川会長

それでは議事に移ります。初めに、部会の開催状況についてですが、部会は委員会の下に置かれるものがございますので、部会の開催、審議状況につきましては、委員会に報告する必要がございます。これまでの太平洋北部会及び南部会の開催状況について事務局よ

り報告をお願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料1に基づきまして部会の開催状況について御説明したいと思います。あわせまして、他海域でどのようなことが行われているかということにつきましても、後ほど簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料1でございますが、まず太平洋北部会は、第1回の開催が昨年10月30日、場所は虎ノ門パストラルで開催され、議題、結果概要等は資料に書いておりますが、最初に、部会長、部会長職務代理の互選について、部会の事務規定について、こういった部会の運営に関する事務手続等のことが採択されております。部会長としては山下委員が、部会長代理としては岩手県互選の鈴木委員が互選されております。この中で、番の資源回復計画については、太平洋マサバ、沖合性カレイ類の資源回復計画について具体的な協議を進めることを承認していただいております。

そして、第2回目については、本年2月26日、場所は都道府県会館で開催され、議題は資料に3つ載せてありますが、結果については、沖合性カレイ類の資源回復計画の原案について承認いただきまして、あわせて、サメガレイ、ヤナギムシガレイをTAEの対象魚種として政令指定することについて御承認いただいております。

続きまして、太平洋南部会ですが、開催年月日は昨年10月30日、場所は虎ノ門パストラルです。これも北部会同様、まず事務規定に関する承認をいただきまして、部会長が互選されております。太平洋南部会の部会長としては澁川委員、部会長代理としては大分県互選の植野委員が互選されております。ここの互選の字に誤字がございます。数字の「五」になっておりますが、「互」に御訂正ください。おわびいたします。次に伊勢湾、三河湾の小型底びき漁業対象資源の資源回復計画について、具体的な検討を進めることについて承認していただいております。

2ページ目にまいりまして、第2回目開催としては本年の2月、これにつきましては、結果、伊勢湾の小型底びき網の資源回復計画について原案を御了承いただきまして、あわせてトラフグをTAEの対象魚種として政令対象とすることについて御承認いただいたところであります。

第3回目の開催ですが、北部会より1回多く開催しておりまして、7月31日、場所は本日会議が行われております東京會館です。議題としては、サワラの資源回復計画について、隣接海域の取り扱いについて審議されております。この詳細については、隣接海域をどう

していくかということ、今後資源回復計画について策定していく上で非常に重要なポイントになってくるとおられますので、これは次の議事の第1期資源回復計画の進捗状況について詳細に説明させていただきたいと思っております。

そして、2番目として伊勢湾の資源回復計画についてとありますが、これは第2回の部会で原案について承認されておったところですが、その後検討しまして、目標値を変更する等の変更があったことから、もう一度部会にお諮りして承認いただいたところであります。

以上が太平洋広域漁業調整委員会の各部会の開催状況になっております。

参考までに他海域の状況も御説明させていただきます。3ページから横表となっております。

まず、日本海・九州西広域漁業調整委員会ですが、日本海・九州西は、日本海北、日本海西、九州西の3部会がございます。そして、それぞれ第1回目については、太平洋と同じように部会長、事務規定の採択がなされております。

それぞれの部会を見ていきますと、日本海北部会では第1回、第2回、そして、ここには載せておりませんが、第3回が先週の9月11日に開催されております。第1回では事務規定等に関する採択が行われまして、第2回目は、北部会の方は資源回復計画を具体化するところまでは現在進んでおりませんが、いろいろな候補魚種について更に検討することになりました。資料には載せておりませんが、先週行われました第3回目の北部会において、マガレイとハタハタが対象魚種として了承されて、今後具体的な計画を検討していくこととなっております。

続きまして、日本海西部会ですが、第1回目でアカガレイの計画の具体化を承認いただきまして、第2回目で原案を承認するとともに、アカガレイをTAE魚種として政令指定することについても承認されております。そして、資料に載せておりませんが、第3回目は先週行われまして、この中で第2期目の対象魚種としてハタハタ、ヤナギムガレイを事務局案として挙げたところ、これについては更に検討が必要ではないかということで、選定するには至っておりません。

続きまして、九州西部会ですが、第1回目、第2回目と行われておりまして、具体的な資源回復計画の対象魚種の選定について協議しているところであります。

続きまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会ですが、瀬戸内海については部会等は特に設けられておりません。今までに4回開催されております。特にポイントを説明しますと、

第3回目でサワラの資源回復計画について原案が示されましたが、サワラをT A Eの政令指定することについては承認されておりますが、中で若干調整が遅れている県があったということで、第3回の部会では資源回復計画について承認とならず、更に検討ということになっております。ただし、その1カ月後の第4回目で、資源回復計画については、まずスタートすることが肝心ではないかということで承認いただきまして、その結果、サワラの資源回復計画については4月12日に公表されております。

事務局からの説明は以上です。

澁川会長

ありがとうございました。本件について御質問ございませんでしょうか。

後ほどまた具体的な話が出てまいりますので、もしございましたら後ほどということで、先に進めさせていただきたいと思っております。

議題2 第1期資源回復計画の進捗状況について

澁川会長

議題の2番でございますが、第1期資源回復計画の進捗状況についてということでございます。資源回復計画においては、本委員会管轄海域については、水産庁のごあいさつにもありましたとおり、先月、太平洋南部会の伊勢湾・三河湾小型底びき網漁業対象資源についての資源回復計画が策定、公表されております。他の海域においては、瀬戸内海のサワラ、日本海西部海域のアカガレイについて資源回復計画がそれぞれ既に公表されておりますが、これらの計画の概要などについて、水産庁から説明を頂戴したいと思います。事務局、お願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料2に基づいて説明させていただきます。

まず最初に、日本海西部アカガレイ(ズワイガニ)資源回復計画の概要でございますが、これは資料の右表をごらんいただくとわかるんですが、そこにそれぞれの分布域を載せてありますが、この黒くなった部分が、それぞれの対象魚種の生息する海域となっております。おわかりのとおり、それぞれの生息海域が合致するということから、アカガレイ、ズワイガニを2つ合わせた形で資源を管理していく必要があるのではないかとということから、両種合わせた形の資源回復計画となっております。

1 番の資源回復の必要性ですが、右のグラフのとおり、近年非常に漁獲量が低迷してきております。

そして、資源の利用と資源管理の現状でございますが、これは沖合底びき網漁業と小型底びき網漁業の両漁業で 98% が獲られております。それぞれ法的規制のほか、自主的な規制措置も行われているということでございます。

3 番の資源回復の目標ですが、開始年の資源量を 100 として、その 10 年後に 115 とする目標となっております。これは 1980 年代の資源状況を目標にすると、大幅な努力量の削減が必要になってしまうことから、漁業経営の特性、時化が多い等の日本海の海域特性を勘案して、まず段階的に資源回復に向けて進めて行こうではないかということで、比較的無理のない数字設定となっております。

4 番の資源回復のため講じる措置ですが、保護区の設定、保護礁の追加措置、改良漁具の導入となっております。ここで言う改良漁具は、ズワイガニの禁漁期に、アカガレイ狙いになると、どうしても同じ場所に生息しているのでズワイガニも入ってしまうということで、禁漁期にズワイガニの混獲を防止する網を導入することとなっております。最後に、漁場環境保全のための海底耕耘、清掃の実施ということで、これは休漁をあわせまして、そのときの漁船を活用して実施したいということでございます。

5 番にそれぞれに支援措置ということですが、休漁する漁船の活用のための経費の支援、漁具改良のための経費の支援を考えております。

続きまして、2 ページ目の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画ですが、これは太平洋南部会の方で、南部会の委員の皆様は既に御承知のところですが、北部会の委員もいらっしゃいますので、簡単に御説明したいと思います。

伊勢湾の特徴としては、最初はトラフグを対象に着手したのですが、現場で議論を進めていくと、トラフグをやるのであれば小型底びき網の対象種全体をやるべきではないかという話になり、対象種についてはマアナゴ、シャコを含め、小型機船底びき網漁業対象種となっております。

資源回復の目標としては、5 年間で、トラフグ、マアナゴ、シャコについて、漁獲量の増大 25% ということです。当初はトラフグ、マアナゴ、シャコの漁獲量全体に対する割合を上げようという目標を立てておったところですが、それを 7 月の部会で、漁獲量の増大というふうに目標を変えております。

そして、本体部分の資源回復のために講じる措置ですが、具体的には伊勢湾、三河湾の

トラフグは、湾外で産卵したものが湾内に入ってきてそこで成長して、秋ごろ湾外に出て行きますが、湾外に出て行く部分について、今までは小さな余り値段のつかないようなものも獲られていたんですが、これについて保護しましょうということで、トラフグについては、秋に全長 25 cm以下のものは水揚げ禁止となっております。

漁具改良としては、そこにシャワー装置の導入とありますが、これは混獲されて揚がってくる小型魚を再放流しようとしたとき、現状では生存率が低くなりますので、甲板に海水が出る装置を導入して、これを活用することにより効果的に再放流の生存率を上げていく工夫をするということでもあります。シャワー装置の導入についても、漁具改良ということから支援措置の対象となるので、御紹介したいと思います。

そして、休漁期間における海底清掃の取り組みを集中的にやりたいというのが主な内容となっております。

伊勢湾、三河湾の資源回復計画については、資料 3 に本文全体を載せておりますので、詳しくはそちらの方をお読みになっていただければと思っております。

最後に、サワラの資源回復計画の概要について説明させていただきたいと思います。

サワラについては、瀬戸内海広域漁業調整委員会の管轄となっておりますが、瀬戸内海のサワラはこの地域では大変重要な魚種になっておりまして、特に瀬戸内海の内海の方で行われているサワラ流し網漁業、それから、内海の一部で行われている比較的小型ですが、まき網漁業で一部獲られているところでもあります。それから、瀬戸内海の 2 つの入り口で行われているひき縄（釣り）漁業が主な漁業でありまして、一昔前ですと非常にたくさん獲れていたものが、近年非常に下がってきています。資料で言いますと、右のグラフのとおり非常に漁獲量が下がってきているということでもあります。

一つ基本的な取り組みとしては、未成魚の保護がキーワードとなっております。それから、全体的な漁獲圧力を圧縮していこうということで取り組みを行ってきております。

これは瀬戸内海漁業調整事務所が中心となっておりまして、とりまとめを行ってきたところですが、最終的には主要な漁期、サワラの場合は、春に瀬戸内海に産卵のために入ってくるものと、それから、秋にサゴシという比較的小型ですが、30 cmないし 40 cmくらいまで成長したものを保護するというので、地域の実情や漁業種類にあわせて、秋漁か春漁のいずれかについて禁漁措置を行うということが内容となっております。

そして、小型魚の保護ということで漁具の改良、流し網の目合いの拡大が回復計画の中の大きな問題として取り組まれております。今までは基本的に各県ばらばらでやっていた

わけですが、今回の回復計画の中で統一的にやろうということで、目合いの拡大を統一的に行っております。

また、日本栽培漁業協会を中心として種苗の放流についても手がけようとしております。

そして、先ほども少し触れました隣接海域の取り扱いについては、3ページのサワラ回遊イメージ図を見ていただくとわかりますが、サワラは瀬戸内海の方から紀伊水道、豊後水道についても回遊しておりまして、当然、これらの水域についても、瀬戸内海のリcovery計画の取り組みと同様の形での管理が必要となります。これらの隣接海域については、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会の管轄海域となるので、一つの方法としては、太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示を出すということも考えられましたが、対象海域を見ると本委員会の管轄水域の中でも非常に局所的というか、関係する県としても和歌山、徳島、愛媛、大分の4県となっております。

これらの4県については瀬戸内海広域漁業調整委員会にも参加しておりまして、サワラの資源回復計画について十分承知しているということでありまして。また、規制措置を出すことになると、瀬戸内海広域漁業調整委員会から出される規制と連動して素早く機動的にやるが必要になりまして、そういった理由から、太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示で対応するよりは、関係する海区、連合海区の漁業調整委員会が瀬戸内海の広域漁調委と連携して、必要な措置を機動的にとっていくことが適当ではないかということが、先般の第3回太平洋南部会で審議していただきまして、そのような体制の構築について承認されて、現在関係県において取り組まれているところであります。

以上が、これまで公表された回復計画の概要です。

最後、2枚めくっていただきまして、参考として資源回復計画作成魚種及び候補魚種という資料について御説明させていただきます。

魚種のところは、第1期計画と第2期～第4期計画と分かれておりまして、第1期計画のうち太字で書いてあるものが、既に公表された魚種となっております。第1期のうちマサバの太平洋系群の資源回復計画については、従来から御説明してきましたように、卓越年級群の発生を待って計画の具体化及び実施を図ることとしておりました。しかし、卓越年級群ではないかと注目してきた2000年級群においては、最新の資源評価において結果的に卓越ではない、卓越は出なかったというふうを考えられております。

詳しくは部会において予定されている議題で、水産研究所の方から資源状況について説明を予定しておりますが、そのような結果になった経緯を簡単に御説明申し上げますと、

そもそも昨年の資源評価の時点においては、2000年春のトロール調査、夏から秋の道東海域における流し網調査、冬場、常磐海域のまき網における未成魚越冬指数の解析から、2000年級群は30億尾と卓越ではないかと推定しておりましたが、しかし、今年の上半期までの漁獲動向、1月及び5月から6月に行われたトロール調査、また、同月の流し網調査の結果を再解析したところ、2000年級群は7億程度ということで、卓越ではないという結論が得られたところであります。

このような経過から、1992年、96年及び、結果的にはそうではありませんでしたが、一時的にはその傾向が見られた2000年の、4年ごとに卓越年級群が発生していると仮定すれば、次の2004年に期待をつなげる状況であります。しかし水産庁としては、それ以前に発生する可能性があることも想定して、発生した時期を逃がすことがないように、資源回復計画の準備を行っておくことが重要と考えております。

このため過去の事例なども参考に、どのようなことを資源回復計画の中で講じていくかという内容について、関係業界とも協議、調整してまいりたいと考えております。

それから、第1期魚種の沖合性カレイ類についてですが、これは北部会の方で原案について承認いただいているところですが、現在最終的な調整をしているところで、まだ公表には至っておりません。

そして第2期～第4期の計画ということで、そこに対象魚種を40魚種ほど載せております。これは注にも書いてありますが、これは現段階の水産庁としての案でありまして、まだ決定したというものではありません。これら候補魚種について、今後管轄する広域漁業調整委員会の各部会において審議されていくところで、あくまで案の段階であります。

事務局からの説明は以上です。

澁川会長

先ほどの議題の1では、当委員会だけではなくて日本海、瀬戸内海、あわせて本委員会部会の活動状況の説明、それから、議題の2番においては、第1期の資源回復計画の進捗状況について、その内容を含めて若干説明がなされたわけですが、ここで何か御質問があれば内容に触れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本委員会にかかわる部分だけではなくて、他の委員会、部会にかかわる内容でも結構でございます。日本列島全体で広域委員会制度がスタートして1年になるわけですが、その総集編になるということでございます。いかがでございましょうか。

長島委員

先ほどマサバのことで、今年の7月までに卓越年級群が発生しない場合には、その準備を固めるのを延期するということをお願いしておりましたが、今のところ余りというかほとんど出てないわけですが、これが今後発生した場合に、直ちに準備すると固めるというのはどういう違いがあるか、その辺を説明してください。

佐藤資源管理推進室長

実は浮魚の場合非常に難しいのは、このくらい入ってくるだろうと仮定しても、実際に漁海況の様子で、入ってきて沖に来たと思った翌日から完全に消えてしまう、例えばそういうこともありますから、底魚のように漁場に行けば大体のものが確実にいるという魚種の保護と違います。恐らく最終的にこのくらい来るだろうと確定して、このくらいの操業の抑制をしないとこのくらいの漁獲圧の減少にならないだろうと仮定したとしても、実際の漁場に行ったときとの関係が最後まで残るといって大変難しいものだと思います。

それでもやはり、30億入ってくるのか20億入ってくるのか、その辺をどこの水域でどういう状況が生じたときに、どういう手法でそれを規制していくか、ある程度獲りながら残していくという方法なものですから、ある程度の仮定を置きながら、過去例えば30億くらい入ってきたときにどのような獲られ方をしたかなど、そういうものを積み上げながら事前にシミュレーションをやっていく。これが準備なわけです。ただ、漁業者の皆さんにとってみれば、その仮定を置いて20億だ30億だ35億だと言っても、これは真剣みが足りないということで、本当にある程度の沖にこれは確実にだろうということを見たときに、真剣な討議をしたいというのが一方にございます。

そうは言っても過去そういう試みをやったことがないものですから、早目にやる必要があります。今回の場合2000年が一応卓越年級群が来ているはずだという情報だったものですから、それならば2000年のデータは間もなく出てくるであろう、それを待って直ちに計画に入ろうとしたんですが、残念ながら今回は卓越ではありませんでした。そうすると次の2004年までずっと待つことになるかということ、2003年の発生の可能性もあるわけです。2004年、場合によっては2003年から発生してもいいように、いつでも発動できるような形で業界と一緒に相談を始めませんか、という形のものであります。

ですから、幾つかの段階があると思いますが、仮定を置いてどういう形で休漁を組んでいくか、どういう水揚げ状態にあったときにどういう手段を講じるかというところを検討し、それを早目に原案として確定して準備しておきたいと考えています。具体的数字が固まったときに、それを微調整しながら実行に入るといって、今後関係業界と御相談して

いきたいということであります。

長島委員

大体わかりましたけれども、何か仮定ばかりでわかりにくい気がします。ありがとうございました。

澁川会長

本城委員どうぞ。

本城委員

今の説明ですが、マサバ太平洋系群の問題について国の方でいろいろ調査されて、それを獲ることについて関係業界とも今後相談しながらとおっしゃっていますが、当然一本釣り関係についても相談の対象にいただいているわけですね。

佐藤資源管理推進室長

これについては前回の部会において質問があったように、資料にも提出しておりますが、サバの資源回復の最終目標は何かというと、45万トン程度の産卵に寄与する資源量を最終的に確保すれば、産卵にある程度失敗して加入がうまくいかなくても、一定の加入量は確保できるということが過去のデータが出ています。

それをどう具体的に組みむかといったときに、産卵資源量そのものを保護するためには、親を獲らないで、みんな我慢するというやり方ももちろんあるんですが、今のような加入の悪いときに、親を保護して45万トン達成しようということをシミュレーションすると、沿岸漁業も沖合漁業も全部含めて、11年間全面禁漁しないと実はそれに達成しないというデータもあります。

それで、幸い卓越年級群が入って痛みが少なくて済むときに、それを残そうと考えたわけです。まず1期として、その稚魚が入ってきたらその採捕をいかに抑えて、それを親魚に持っていか。それも多分1回では無理で、2回の卓越年級群を待つ必要があります。そうすると関係業界はどこであるかという場合には、現状としては北部太平洋のマサバの約8割近くを、まき網の関係業界が漁獲していることから、まき網の関係者になります。次に、今度は親魚に持っていても、親魚に対する圧力が高ければ、それが親魚として最終的に残らないわけです。そのときはその他の海域、沿岸など成魚を主体として獲っているところも第2期として計画に入ってくることになります。ですから沿岸漁業は直ちに第1期において資源回復計画の具体的な規制を求めていくことに恐らくならないと思います。

私どもとしては、第1期の稚魚が発生したときの資源管理措置は、まき網の方に御理解

願ってどこまでそれができるか、そこに重要なポイントがあると思いますので、それを主体として進めていきたいと考えています。当然その内容については回復計画としてこの場で議論していただきますので、北部、もちろん南部にも広げることで、次に親が増えたときはそれ以外の水域も皆さん全員が参加してもらって、その親をいかに残すかというところも議論していただきます、というふうに考えておりますので、1期に関しては、当然まき網関係者との議論を主体に進めます。その内容について確定するときは、皆さん方に御紹介して御意見を賜りますということです。

本城委員

よくわかりました。ただ、1つだけお願いがあるんですけども、まき網関係だけで一応話をして、それなりの判断をなさって、その経緯についてはちゃんと関係業界の方にも流すというお話なんですけど、そうではなくて、まき網の方といろいろ資源状況、利用の方法について御相談になる資料は、同時に私どもはね釣り関係の漁業者も共有しておきたいんです。これはぜひお願いしたいと思います。

というのは、この資源管理は、まき網だけで今の窮状を乗り切れる話ではなくて、日本中の関係漁業者が問題意識を共有して事に当たらなければならない話なんです。ですから、そのところをしっかりと水産庁の方で御配慮いただいて、逐次、同じ情報を同じ業界に流していただきたい。これをぜひお願いします。

それからもう一つは、マサバの対馬暖流系群の変動趨勢も太平洋系群と関連があると思うんです。ですから、マサバの対馬暖流系群の情報についてもこの場で、もし国の方で把握しておられることがあれば情報を流していただきたい。この点をお願いしたいと思います。御無理は言いませんけれども、最初に申しあげましたマサバ太平洋系群の資源の趨勢にかかわるインフォメーションは、ここにいらっしゃる関係漁業者委員の共通の情報という形に、いつも整えておいていただきたいと思います。私どもも1都3県の中で、この問題については十分趨勢を見ながら問題を議論しておく必要があるかと思っております。よろしくお願いします。

佐藤資源管理推進室長

わかりました。

澁川会長

ただいま、サバ資源の資源回復計画へ向けて御熱心な御発言があったわけでございます。御案内のとおり、過去10数年の間に二度ばかり卓越年級群が発生し、それに対して何ら手

を打てなかったという苦い経験から、皆さんもそれなりの御対応をお考えになっているんだろうと思います。

きょう研究機関の方も見えておりますけれども、当年度の資源の状況を占う、その調査と調査結果を解析し公表するというタイミングと、それに基づいてどういう対応を迅速に行うかという話はなかなか微妙な話でございます。当然ながら関係委員の皆さんの御了解のもとに進めなければいけないんでしょうが、相当なスピードを要する事態が考えられるわけでありまして。その前によく議論しておくことは大変重要なことではないかと思われま。今のお二方の御意見も大いに水産庁の方として御参考にされて、今後の対応に臨んでいただきたいと思ひます。

さて、サバに限って御意見が出ましたけれども、ほかにありますか。どうぞ、外記さん。

外記委員

漁業者協議会、あるいは広域委員会等でいろいろ協議されてまいりましたけれども、特にマサバ資源の回復が非常に難しいなと思ひます。ただ、浜から見ておりまして、皆さんは卓越年級群が発生した際というふうに言っておりますが、これが果たして発生するかどうか全くわからないという感じがしております。

したがって、目標とする年次に卓越年級群が発生しなかったら、マサバ資源回復はずっと先になってしまうと思ひます。だから、現実に全国のどの魚種においても、小さい魚をできるだけ獲らないことが資源回復計画の最たるものになっているので、現時点として発生するかしないかまだ定かでないものを当てにせず、具体的に今太平洋で泳いでいるサバの稚魚の一部でも保護するような考え方に水産庁はなりませんか。

佐藤資源管理推進室長

実は、どうも期待していた2000年級群が発生しなかったようだと判った段階で、今外記委員が言われたように、私どもも仮に今後卓越年級群が発生しなければ、この資源管理というものはどうなるんだろうということで内部で議論しました。

今言われましたように、ほかの魚種であれば、小さいものを保護すること、その積み重ねである程度資源の回復にいくんですが、この資源をいろいろ勉強させてもらおうと、要するに親を少々増やしても再生産の成功のレベルが非常に低いものですから、1歳魚を全面禁漁したり2歳魚を全面禁漁するシミュレーションをしても、今の5億ぐらいの加入で、この魚は死亡率が比較的高いようですので、結局ずっとやっても漁獲量にほとんど反映しないんです。

理屈上だけでございますが、今のマサバというのは、本当に入ってきたものを全部取り尽くすという仮定をして、一番たくさん海から回収できるのは1.5歳なんです。つまり1.5歳のレベルで全部取り上げるのが一番よくて、それ以上置くとどんどん死んでいくという現象があります。

そういう形でいきますと、今の5億程度の非常に再生産成功率が低い、親も少ないんですけれども子もうまく発生しない状態では、今のまき網も含めた資源に対する漁獲圧力は、実はそれほど高いものになってないんです。今のようにマサバの稚魚はアジと違って、アジは小さくても売れますがマサバは余り売れないということになりますと、結果論だけで評価すると、今のまき網を含めて0歳魚、1歳魚に対する圧力は、必ずしも資源管理上高過ぎるということでもないようです。

この資源というのは、ニシン、マイワシまでいきませんが、今のこの状態で資源に対して人為的な何らかの関与をしても、残念ながらその資源を回復に向かわせるのは非常に難しいということがだんだんとわかってきております。それで私どもも卓越年級が出なくても、平常年の加入であったとしても、何らかの形の取り組みをして、それが漁業者のメリットにならないかということではいろいろな検討をしてみたんですが、これはなかなか難しい問題があると思います。

また、先ほどもありましたように、今の資源の加入の悪い状態のときに、どういうことが講じられてその結果はどうであるかというのは、もし関心があれば別の機会に皆さんに御紹介したいと思うんですが、結論から申しますと、卓越年級群を前提としない形でこのサバの資源を回復するのは、非常に困難であるというのが私どもの研究者のデータに基づいて出した結論です。このサバについては、ほかの魚種に比べて研究が相当進んでおります。サバは過去非常に調査されてきておりますので。そういう面からすると一般的に見られた、獲り過ぎではないか、小さいうちに獲り過ぎではないかという意見が通常は出てきますけれども、マサバの今の状態においては、なかなか難しい問題があります。客観的に見たときに、私どももそういう判断をしているところであります。

ただ、これについては先ほど言ったような形で繰り返しになりますけれども、よく関係業界の方とそういう状態にあるということを説明しながら、進めて行く必要があると考えます。

澁川会長

外記委員さん、どうぞ。

外記委員

私たちの考え方と佐藤さんのサバに対する考え方はかなり違うようにお聞きしました。少なくとも卓越年級群が出なくても、通常の年度において、1歳魚をほとんど獲ってしまう形がずっととられておりました。今千葉の海においては、あれだけいたマサバが全然姿を見せないというふうになっております。全国の資源管理の中で、最たるものとして私はマサバがあると思うんです。今の日本人は、ノルウェーのサバがマサバであって、日本のサバはゴマサバというふうに考えが変わってきているんじゃないかと思います。それだけに、やはりマサバ資源は大事だと思います。

したがって、100匹海の中に泳いでいる1歳魚がいるとしたら、その70尾、80尾を獲って、あとの20尾は何とか残す方法を考えて、徐々にでも資源回復して行って、なおかつ卓越年級群が出たときには、また違った方法できちっと資源管理していくことが大事であって、卓越年級群が出なければ、何も手が打てない、現状のままで1歳魚を保護しても資源回復できないという格好では、浜の皆さんの納得は得られないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

その辺は、私どももそうではないかと思っいろいろ研究してみたんですが、やはりこれはかなり難しいということで、私どもは考えております。その差をどうやって埋めるかという面については、例えば水研の持っているモデルで、こういう形をやってみましょう。それはどうなるか。どちらかという、本当は稚魚もそうですが、親を保護した方がいいわけですが。しかし親を保護してくださいと言うと、親に専ら依存している人から見れば、恐らくとんでもない話だという話になります。そういうことになるとなかなか難しいかなと思うんですが、そういう浜の感覚と我々の今のシミュレーション、どうしてそういうことになるのかということについては、必要に応じて説明をしていく機会を設ける必要があるのかなと思います。

澁川会長

何かサバ資源に限定した話になってしまいました。先ほども何度も申し上げておりますが、今回、事務局から説明ありました内容は全体にかかわって、既に公表されスタートしている資源回復計画も3つございます。我が委員会の中では、南部会の部分が1つございます。それから、瀬戸内海海区のサワラ資源の回復計画にかかわっては、南部会では関連海域としての対応が迫られたわけでございます。徐々にではありますが、動きつつあるわ

けてございます。

マサバもこれから具体的な話が進んでいくであろうという対象種ではありますが、ほかに御意見はございませんか。どうぞ。

植野委員

同じようにスタートした各海域の委員会でございますが、きょうまでの報告では日本海北部会と九州西部会には、第1期の計画がないようでございますが、それなりの理由なり、各委員さん御検討されたんでしょうけど、慎重にされているのか、お尋ねしたいと思いません。

佐藤資源管理推進室長

私どもも平成13年度以前の2年間程度かけて候補魚種を絞り込んできたわけですが、初年度の13年度中にある程度の成果が認められるとして、対象漁業者の数、資源の減少の程度、従来からの取り組みの流れを見たときに、とりあえずこの5計画について緊急性があるのではないかとということで、たまたま絞り込んだわけです。時間も限られておりました。

そのときは、日本海北と九州西については、第1期としては候補魚種を挙げるまでに至らなかったという理由でございます。初年度は半年しか事実上時間がなかったということもございました。特にそれ以上の、この地域については資源が安定しているとか、特別何か困難があるということではなくて、逆に比較的短期間にまとめやすいのではないかと、漁業者の理解もかなり得られやすいのではないかとということで、第1期の魚種を選んだ結果、たまたま日本海北と九州西には魚種がなかったということでございます。

澁川会長

ほかにございませんでしょうか。網本委員どうぞ。

網本委員

和歌山の網本です。先ほど来事務局よりサワラ資源回復について説明がありまして、そのとおりですが、前回7月31日の第3回太平洋広調委の南部会におきまして、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について、瀬戸内海広調委の委員会指示を実効あるものとするためには、紀伊水道の外域でも瀬戸内海に準じた適切な措置を講じる必要があるということで、和歌山と徳島の両海区で連合海区委員会を設置して、連合海区による委員会指示を発動してほしいと、そういうふうな南部会で議決されたわけでございます。これは先ほど事務局からの説明のとおりでございます。

それを受けまして、和歌山県では、8月28日に和歌山海区調整委員会を開きまして、徳

島との連合海区委員会を設置することについて協議いたしました。ひき縄漁業が主な和歌山の漁業者にとっては、サワラ資源の減少に関しては、どちらかという被害者的な意識を持っておりまして、瀬戸内海の特に網による乱獲が原因ではないのかという意見もございました。また、瀬戸内海の広調委指示に対して、バランスをとるためにも、国の責任において太平洋広域委員会の指示として発動するべきではないのかという意見、その他いろいろございましたが、最終的には、紀伊水道に関しては徳島、和歌山両海区だけの局所的な問題ということもあり、連合海区を立ち上げることについてはやむを得ないということになりました。

先週の9月9日に、瀬戸内海漁業調整事務所のお世話により、神戸市で連合海区委員会の立ち上げのための検討会を開きました。連合海区委員会の事務規程について検討を行ったところでございます。10月上旬に和歌山海区委員会では事務規程ほかメンバーの承認をしてもらって、10月下旬をめどに第1回の和歌山・徳島連合海区委員会を開催する予定になっております。

以上、簡単ですが報告させていただきます。

澁川会長

網本委員さん、どうもありがとうございました。早速の御対応のようでございますが、徳島の井元さん、何か補足か関連してございませんか。

井元委員

補足というよりも、本番はこれからですから。正直言いまして、利害が絡んでくるとこんなもんじゃないということで、まあ楽しみにしております。

澁川会長

ぜひとも、いい成果が上がることを期待しております。

他に何かございますか。よろしいですか。

議題3 平成15年度資源管理関係予算概算要求について

澁川会長

それでは、時間も大分経過しておりますので、議題の3の方に進みたいと思います。

資源回復計画におきましては、漁獲努力量削減等の資源回復措置を実施していくに当たって、経営に対する財政支援措置が必要とされております。平成15年度の資源管理関係予

算の財務省への概算要求についても、相手があることでございますけれども、かなり意欲的な予算措置が講じられるという水産庁の御意向のようでございます。最終は別にして、水産庁の意気込みがこの要求内容に盛り込まれているわけでございます。その内容を事務局より聴取しようと思っております。お願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料4に基づいて説明させていただきます。

現在、財務省に対して概算要求を行っているところでございます。最初にお断りしておきますが、皆さん御承知のとおり、この資料に載せております数字や内容については確定したのではなく、今後、財務省協議などによって数字や内容が変化していくものであることを最初に御了解ください。

我が国の水域における資源回復の推進ということで5つの柱を立てて要求しているところであります。その5つの柱ですが、1.として調査研究の推進と体制の充実ということで、資源管理を推進していくための一番のポイントとなる調査研究の部分の拡充を図るということでありまして、この中身につきましては、水産研究所への委託事業、さらには都道県水試とも連携しまして、全体的に調査研究の体制を整備していきたいということでありまして、

2.については資源回復計画の全国展開ということで、資源回復計画を推進していくための予算であります。これは後ほど詳しく説明させていただきます。

3.としてはつくり育てる漁業の推進ということで、栽培漁業の推進でございます。

4.として漁場環境の保全等ということで、4.については、後ほど説明いたしましますが、今回の予算要求のかなり新しい部分でございます。

5番目の柱として取り締まり体制の強化ということで、資源管理を行っていくために、基本となる我が国漁場の秩序の維持をあわせて行っていくということですので。

この5本の柱をもちまして資源回復を推進していこうという考え方で現在、要求しているところであります。

それでは、ポイントを絞って御説明させていただきます。まず2.の資源管理体制・機能強化総合対策事業でございます。1ページめくっていただいて、そこに事業の詳細について書いてございます。これは注意していただきたいんですが、5.に平成15年度概算要求額ということで16億8千万円ほどの要求とあって、括弧書きは0円となっておりますが、この括弧書きは前年度要求ということで書いてあるんですが、これは前年度全くこういった事業をやったことがなかったかというところではなく、前年度、今年度ですけれども、今年

度もやっております。ただ、予算要求に当たりまして、これまでの関係事業を1回全部整理いたしまして、これまでいろいろ成果があった部分については取りやめや縮小し、伸ばすところについて、例えばT A Eの報告体制を整備することなどについて拡充して、関係事業を整理統合して新規事業という位置付けで出したという意味ですので、全く今までやられてこなかったことに対して、新しく要求しているということではございませんので、御注意ください。

そして、2ページ目の事業内容についてですが、2.(1)として資源管理に必要な情報の提供。これは資源調査に対する支援ということで、主に都道府県の水産試験場に対する助成事業になっております。

2.の(2)多角的な資源管理型漁業の推進ということで、今までやられてきた資源管理型漁業を、量だけではなく、量が下がっても魚価を向上させるために質をアップさせることやコスト軽減を図ることによりまして、漁獲量は下がっても経営を維持するということから、そういった取り組みを推進していきたいということでありまして、新しく出てきました営漁指導指針策定の取り組みについても支援するという内容となっております。

そして、2.の(3)の広域的な資源管理への協力ということで、(3)の資源回復計画の作成及び普及の推進ということですが、これは資源回復計画の作成に係る県内の漁業者協議会等の会議の開催費などのための事業とあわせて、T A E制度が来年度より本格的に始まるということもありまして、T A EもT A Cと同じように報告がなされるわけですが、T A Eの報告、それを集計する体制の整備のための事業の要求をしているところであります。

最後に、(3)のT A Cの適切な管理ということで、これはこれまでもやられてきておりますが、T A C管理に関して、システムの拡充を図りたいということでありまして、

もう一度最初のページに戻っていただきまして、この中で4.の資源回復支援基盤整備事業ということで、公共事業で100億円の予算要求となっております。そこに書いてありますが、資源回復計画の休漁漁業者の雇用対策といった概念を盛り込んで要求するものでありまして、資料として2枚ほどおめくりいただいて、一番最後の資料に詳しく出ております。

特に御注目いただきたいのは、2.の事業内容の(3)番です。資源回復計画推進のための休漁漁業者対策ということで、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画により

休漁する場合に、この休漁漁業者の雇用を確保しようということで、漁場保全事業の公共事業へ参加させる仕組みを構築するということでございます。

具体的に申しますと、資源回復支援基盤整備事業のうち、現在も漁場環境保全創造事業というものを行っておりました、本年度予算ですと23億円の事業ですが、例えば海底清掃等により漁場保全を図ろうという事業を現在も行っております。一部の県では既に漁船を使って海底清掃などを行っております。ただ、公共事業ということなので、今のところはたまたま漁船の活用の事例があるところですが、来年度以降は要綱、要領などを改定して、資源回復計画に基づいて休漁した場合には、確実に休漁漁船を使う仕組みを構築しようということが内容となっております。

休漁漁船の活用ということで、現在も別事業でできるところではあるわけですが、現在の資源回復計画推進支援事業を使いますと、漁業者も3分の1の負担が生じてくるわけでございます。今回新しく資源回復支援基盤整備事業を来年度構築できれば、これは県が実施主体の公共事業となりますので、休漁する漁船については、県の方から用船料をもらって漁場保全を行う形になりますので、漁業者負担分がなくなるということでありまして。ただし、あくまでこれは公共事業という話になりますので、現在の休漁支援事業を使ってやるよりも、確実な効果をどのように出すかとかそういったことについては、かなり厳しい対応が求められることとなります。

そのようなことで、ここに書いてあるとおり概算要求しているところでございます。予算は非常に厳しい状況でございますが、資源回復の推進に向けて所定の予算を確保できるように、水産庁としても努力していきたいと思っております。

事務局の説明は以上です。

澁川会長

ありがとうございました。

大変意欲的で、数字だけ見ましたら450億余の予算が640億になるということでありまして、この中のどの部分がどうかという話はなかなか見づらうございますけれども、ただいまの説明で、たしか前回の南部会で海底清掃の件が話題になりました。底びき網にかかったごみを、残念ながら持ち帰ることができなくて、また海底に投棄しなければならない実態がある。キャッチアンドリリースも、でき得れば生き物だけにしてほしいという切実な話があったわけでございます。

ただいまの説明によりまして、漁場保全を行う場合に、休漁漁船の活用を公共事業を使

って推進するということをごさいますして、随分進んだものだと思いますが、昨今の財政事情、地方自治体も大変でございます。公共事業になったといえども、ただしこれが進むかどうかというのは、恐らく地元の漁業者の皆さん、あるいは関係される海岸域にお住まいの皆さんの熱意いかにかかっているのではないかと思います。その辺がこれからの、きょうお集まりの皆さんの御努力にかかるところ大なのではないかと思っておりますが、今の説明で何か御質問ございますでしょうか。いいですか。

議題4 漁業と鯨の競合に関する提言について

澁川会長

それでは、最後の議題に入りたいと思います。これは漁業と鯨類の競合問題に関する決議というタイトルであります。

昨年10月の本委員会で、鈴木徳穂委員、福島委員より、鯨と漁業の競合問題について本委員会で取り上げたらどうか、こういう御意見が出されました。鯨資源は増加しており、その捕食量は膨大であるという調査結果も出ている。我が国周辺においてもこれはもっと調査を充実しなければならないのではないかと。本委員会においても意見をまとめて決議してはいかがかと、こういう話がございました。その後、確か年を明けての北部会において再びその話題が出たようでございます。今回、委員の皆様御同意が得られればということで、決議をとってはいかがかという提案をすることにしたわけでございます。

本日は、水産庁より捕鯨問題の担当者にも来てもらっております。その前に、一体我が国周辺の調査捕鯨の現状はどうなっているかという話を聞かせていただくということでございます。それではお願いします。

中塚遠洋課企画法令係長

水産庁遠洋課捕鯨班の中塚と申します。よろしく申し上げます。

それでは、簡単に我が国周辺の調査捕鯨と、それから鯨類と漁業の競合の問題について簡単に説明させていただきたいと思っております。

鯨類の捕食の問題は、ここ数年非常にクローズアップされてきていることは皆さん御存じだと思います。私が子供のころ覚えた知識では、ヒゲクジラというのはプランクトンを食べている。そういうのが常識のような形で今まで扱われてきたのが、いろいろな調査を通じていくと、実はプランクトンだけではなくて、もっと人間が食べるような大きな魚も

食べているということが最近明らかになってきました。

その調査の結果として、鯨類の捕食は、いろいろな数字が出ていますけれども、2.2 億トン、3 億トン、4 億トンとか、人間の漁業生産の3 倍4 倍とか、それ以上に上る可能性があるという報告がこのところ出されてきています。このような報告結果も受けまして、2001 年のF A O（国連食糧農業機関）の漁業委員会の方でも、鯨類と漁業の競合問題の調査を推進していこうということがコンセンサスで決議されております。我が国周辺の鯨類捕獲調査も、この漁業と鯨類の捕食の問題を解明しようという目的でやっております。

我が国の捕獲調査を簡単に御説明しますと、現在2 本立てでやっております。今年で15 か16 期目になりますが、南氷洋でやっている鯨類捕獲調査と北太平洋でやっている鯨類捕獲調査と2 段階になっております。

南氷洋の方は、基本的に南氷洋の鯨はクリルというかオキアミのようなものを餌にしておりますので、漁業と競合というようなことは今のところ問題になっておりません。あちらの主な目的は、鯨の系群というか、種よりさらに下がどういうふうに分かれているか、種や亜種というのがどういうふうに分かれているのかという調査をしております。

一方で、皆さんに非常に関心が高いと思われる北西太平洋の調査ですけれども、資料5 の最初のページに概要のようなものが出ておりますが、第1 期を94 年から始めております。こちら当初はミンククジラの系群と、先ほど申しましたけれども、種の下グループがどのように分かれているかという調査をしようということで、94 年から始めたわけであり、ミンククジラの系群調査を主目的として第1 期は始めております。

ところが、昨今の捕食問題の広がりというか高まり、皆さんの関心の高まりを受けまして、第2 期からはこれまでの第1 次調査の系群解析に加えまして、捕食問題を調査しようという形で調査を拡大しております。2000 年及び2001 年は、第2 期北太平洋鯨類捕獲調査の予備期間、予備調査という形でやらしていただきまして、この2000 年から、ミンククジラに加えまして、ニタリクジラ、マッコウクジラとさらに2 種類追加しております。

この追加の理由ですけれども、ニタリクジラ、マッコウクジラとも北太平洋で資源量が非常に多い。特にミンククジラなどと比べましても、この2 種は5 倍・6 倍と非常に大きくなりますので、当然捕食量も多いということで、資源量も十分調査に耐え得るだけ健全であります。さらに競合問題としては実際問題、ミンククジラよりも影響が大きいだらうということで、この2 種類を加えて2000 年と2001 年の調査を行っております。

第2 期からの目的ですけれども、先ほど申しましたように系群解析に加えて捕食関係を

分析して、それぞれの鯨がどのような種類の魚をどのくらい、いつ、どこで食べているのかということをしてできるだけ調査して、生態系モデルと言っていますけれども、食物連鎖の関係を分析して、さらにこれが増えると何が減って、それがどう生態系全体に影響してというような壮大な計画なんですけれども、そういうものの解析に役立てて、将来的には漁業資源の保存管理に役立てていきたいということを考えて、実際に動かしております。

この調査の海域なんですけど、右側の図にありますけれども、基本的には7、8、9と書いてある北緯35度以上の水域を中心にやっております。2000年、2001年の予備調査が終わりまして、皆さん写真など水産庁の方でもプレスリリースなどをしておりますので、見ていらっしゃるかもしれませんが、おなかを割いて多量の魚が出てくるという写真をごらんになった方もいらっしゃるかと思います。今まで言われていた捕食の関係がますます明らかになってきてまして、具体的にはサンマ、カタクチイワシ、スルメイカ、スケトウダラなどが鯨類の胃の中から出てくるということで、実際に日本沿岸で日本の漁業者が獲っている魚種を鯨が食べていることが明らかになってきております。

2000年、2001年の予備調査の結果では、鯨類は1日に体重の約3%の餌を食べます。これをニタリクジラで単純に計算しただけで、北太平洋で300万トンだそうです。そうすると日本の沖合漁業に匹敵するという形も出ています。これが全部人間が食べる魚を食べているわけではないと思いますが、当然その影響は小さくないだろうということは明らかだと思います。

このような2年間の調査結果を受けまして、本年より北太平洋の第2次捕獲調査の本格調査に入っております。本年の変更事項としては、今までは7、8、9海区の主に沖合部分でやっておったんですが、本年から沿岸、今年は具体的には釧路沖でございますが、それを追加しました。さらに対象鯨類としてイワシクジラも追加しました。この追加の理由も、ニタリクジラ、マッコウクジラと同様でございますが、資源量が多い、北太平洋で特に回復が顕著であるということで、このイワシクジラも追加しております。2002年から本格調査ということで、一応6年ということで計画しております。

本年の調査は、まず沖合部分ですが、7、8、9海区で、ミンククジラ100頭、ニタリクジラ50頭、イワシクジラ50頭、マッコウクジラ10頭を上限として調査しております。これは遠洋捕鯨の形ですけれども、母船と採集船、いわゆるキッチャーボートですね。採集船が3隻、それから目視調査船で資源量の推定をやります。それから餌生物、トロール船ですが、餌生物の調査もやるという形でやらせていただいております。本年6月下旬に

出港しております、9月下旬、間もなく終了する予定となっております。

具体的な調査の結果は、きちんとした形で整理されてないんですけども、漁業者が捕獲されるような魚を鯨が食べていることも明らかになってきておりまして、順調に今のところこちらの部分の調査は進んでおります。

それから、沿岸部分の調査ですが、先ほど申しましたように本年は釧路沖でやらせていただいております。9月10日から調査を開始しております、新聞にもこの前出ておりましたが、一応釧路沖50マイル以内ということでやっております。対象はミンククジラを上限50頭でやっております、これは沿岸の小型捕鯨船を使っております。9月10日に開始して、予定としては10月いっぱいになっております。

沿岸部分を追加した理由ですが、漁業と鯨類の競合が一番顕著に見られるであろう水域において調査したかったということで、皆さんの方からも御協力いただいて、本年は釧路沖の調査をすることができております。

多少新聞報道でもありましたが、3隻の船を使って初日に5頭も獲れてました。実際こんなに獲れると思ってなかったのも、鯨肉の解体処理が追いつかない状況に現地はなっているようです。実際、非常に沿岸から近いところにいるようでございます。私が聞いた限りで一番近いのは、釧路港から2.8マイルのところでも獲れたと聞いておりますので、本当に沿岸域で鯨が多量に増加しているということのあらわれだと思います。

この沿岸部分は、私の聞いたところでは主に食べているのはカタクチイワシで、特に岸に近い部分でカタクチイワシが多いようです。ちょっと沖に出るとサンマ、スルメイカ、スケトウダラというのが出てくるという話でございました。

これらの調査から、先ほども申しましたけれども、人類が食用している魚類を、鯨はしかも旬の時期に食べていることが明らかになってきておりまして、水産庁というか捕鯨班としても、今後この辺をさらに調査して究明していきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

澁川会長

どうもありがとうございました。

最近の鯨類の捕獲調査の概要を担当班の方から説明していただきましたが、ただいまの説明に何か御質問ございますでしょうか。どうぞ。

鈴木辰興委員

岩手の鈴木です。今説明された日本の調査捕鯨は、捕鯨取締条約の精神に基づいてやっ

ておられるわけですし、そして私は、日本の調査は大変すばらしいものだと思っています。しかし、幾ら調査を立派にしても、今現在のIWCの総会などを見てみますと、総会の内容が極めて政治的、感情的、非科学的で、捕鯨取締条約の精神に基づいたIWCの総会が全然進展していないように感じます。

ですから、幾らこういうふうな状況であっても、これが解決しないとこの問題も解決しないと考えます。今後のIWCの総会の進展といたしますか、それに日本はどのように対処していくというか、そこが決まらないといずれ大変だと思います。この競合がはっきりしているにもかかわらず捕鯨が再開できなければ、いつまでも解決できないということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

中塚遠洋課企画法令係長

おっしゃられるとおりIWCが機能してないというか、しっかりした科学的情報に基づかず政治的に動かされているのは事実だと思います。モラトリアムになってから15年前後だと思いますが、その間いろいろ水産庁捕鯨班としても、状況を打開すべく努力してきたと思います。世界各国に我々、鯨類といえども海産生物資源として持続的利用であれば認められるべきであるということを中心にさまざまな場で広く訴えてきて。前回、テレビで皆さんごらんになって、何てひどい会議だというふうにお思いなられたかと思いますが、長年やっている者に言わせると、あれでもよくなってきていると、投票結果も、日本の沿岸については21対20で否決されましたが、今までにない得票を得たということで、改善はしてきているんだらうと私は思いたいと思います。

日本政府として、勝手に脱退してどうこうするというのもなかなかできないと思います。あの場で日本の正当性を訴えていくのは、結局それしかないというか、それが一番近道なんじゃないかと思って日々仕事をしているところでございます。お答えになりましたかどうか。

木村委員

宮城の木村です。この前の下関のIWCの自治体サミットに私も意見を述べたわけなんですけど、私どもの沿岸の大型定置に5頭もミンククジラが入っております。何とかして沿岸だけは許してもらえないかという意見を述べたわけなんです。あれを全体的に見てみますと、商業捕鯨を沿岸捕鯨と一緒にしている状況が、沿岸捕鯨に対してうまくない影響を及ぼしているんじゃないかという感じがしてきました。その辺を国として分けてやった方が効率的なものがある。それとも沿岸捕鯨と連携して商業捕鯨というものをやっていくのか、そ

の辺どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

中塚遠洋課企画法令係長

IWCの条約そのものは、200海里内外にかかわらず、条約に記載された鯨種には規制がかかることになっております。今お話の部分は、沿岸の部分は原住民生存捕鯨のような形であれば認められるんじゃないかというお話だと理解したんですけども、アラスカやロシアで原住民生存捕鯨が認められています。それでは、何で日本の沿岸は認められないんだというのは確かにあると思います。

原住民生存捕鯨という考え方は、何をもったら原住民生存捕鯨だという定義が明確にありません。商業性を排除する。それでは、肉は一切売っちゃいけないのか。そんなことであればアラスカの原住民も、船を出すオイルも買えないでしょう。その辺の情報が余り入ってこないんですけども、何らかの形でお金が関与しなければならぬので、どこからどこまでを商業捕鯨と定義して、どこからどこを原住民と定義するかという線引きは非常にあいまいになっております。

日本側の今までの議論立ては、日本の沿岸の特に昔からやっていた地域は、原住民生存捕鯨に近いものである。何でアラスカは認められて日本は認められないんだという理屈立てで、それは分けたらどうだというふうにおっしゃられましたけれども、基本的には議論立てとしては、遠洋の捕鯨などある程度と分けた形でやっているんじゃないかと私は理解しておりますけれども。

澁川会長

この捕鯨の問題は、昨年10月の本委員会スタートのときに、ちょうどあのときは次年度に下関でIWCの会合があるという緊迫した情勢のもとでございました。そういう状況の中で、特にまき網の方の委員さんから、資源回復計画をまじめに議論するに当たっても、鯨が大量に捕食している情報もあるという話が出ました。それではその辺も当然、私どもがこれから地道に積み上げていこうとしている資源回復計画の、いわば懸念される材料に対してはそれなりの手を打つ必要がある。もしそうだとすれば、鯨と漁業の問題について一層調査を充実してほしい、こういう決議をしようではないかという話であったわけでございます。

ただいまの話は、我が国の捕鯨にかかわる対応ぶりについての御意見まで及んだわけでございますけれども、当初のこの委員会での捕鯨に対する対応の基本的なところに立ち返っていただければ、さようなスタートであったということでございます。その延長上で、こ

の委員会で鯨類と漁業との競合問題を整理しようということでございます。

そういう趣旨で決議案文を用意しております。既に御意見を伺ったようでございますけれども、改めて御意見をいただいたものを盛り込んだ決議案文でございますので、事務局より説明を願いたいと思います。

齋藤管理課課長補佐

資料6番になりますが、決議（案）を用意させていただきました。

ただいま会長の御説明にもありました趣旨を踏まえまして、皆様の御意見も伺いながら事務局の方でまとめました案文となっております。後ほど読み上げますが、第1パラグラフとしては、太平洋広域漁業調整委員会がどういうことをやっているか、どういうことを目標としているかということが書いてあります。第2パラグラフでは、どのような問題が発生しているかという状況が説明してあります。最後の3番目のパラグラフに、調査・研究の充実から、科学的根拠に基づいた水産資源の回復、増大を決議するという内容となっております。

それでは、事務局の方で用意した案文について読み上げさせていただきます。

鯨類と漁業との競合に関する決議（案）

近年、国民への水産物の安定供給等、豊かな国民生活の基盤を支える役割を水産業に求める声が高まっており、昨年、水産基本法の制定及び関連法の改正が国会で成立し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築する施策として資源回復計画が開始されたところである。太平洋広域漁業調整委員会においては、漁業者の主体性を尊重しつつ、資源回復計画の推進に取り組んでいるところであるが、海域における資源回復を進めるためには、近年増加が著しい鯨類と漁業との競合問題を緊急に解決する必要がある。

昭和57年に国際捕鯨委員会において商業捕鯨モラトリアムが採択されたことを受けて、我が国は商業捕鯨の中断を余儀なくされている。しかし、我が国は国際捕鯨取締条約に基づいて、鯨類の資源量及び鯨類が他の水産資源に及ぼす影響について科学的に証明するための調査捕鯨を行ってきた。最近の調査によると、鯨類の資源量は着実に増加しており、その捕食量は世界の漁獲量の3～5倍に及び、ミンク鯨等のヒゲ鯨類がカタクチイワシやサンマ、イカ等の漁獲対象の水産資源を大量に捕食していること立証されている。また、歯鯨類、特にイルカ類による漁業被害はますます増加している。このように、鯨類と漁業との競合問題が発生している現状から、これらの問題を放置すれば、我が国の沿岸・沖合

漁業における資源回復計画に多大な影響をもたらす恐れがある。

については、国は、魚類をめぐる鯨類と漁業との競合関係をさらに明らかにするためにも、調査捕鯨等の調査・研究を充実強化し、科学的根拠に基づき水産資源の回復及び漁業生産の増大に努められたい。

右、決議する。

平成14年9月17日

太平洋広域漁業調整委員会会長 澁川 弘

以上です。

澁川会長

一応こういう形を用意したわけでございます。

先にお話を進めさせていただきますと、本日御承認いただきますと、農林水産大臣あてに決議文を出したいと思っております。この案でよろしいかどうかということでございますが、基本的には冒頭申し上げましたとおり、私どもが本委員会で資源回復計画のさまざまなものを取り上げ、積み重ねていこうという努力をしているのと並行して、この問題もやるべきことをやってもらわないといけない、こういう趣旨で物申すということでございますので、よくそこを御理解いただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

本城委員

今案文を読まれた中で、第2パラグラフの後から4行目のところ、「捕食していること立証されている。」とありますが、「が」が抜けていますね。第1、第2パラグラフは、この調整委員会のスタンスがよく出ていると思います。

それから、最後の3行なんですが、結論のところですけども、まあ、日本語はこういうので通用してしまいますけれども、厳密に見るとちょっとおかしいと思います。国は、後の方へ行って、水産資源の回復及び漁業生産の増大に努めると。国は、漁業生産の増大に努めるという日本語はないんです。ここのは、国に言うので。漁業生産の増大に努めるのは我々漁業サイドの仕事なんですね。まあ、こういう決議文の文章ですから、日本語ではこれでもいいのかもしれませんが、ちょっと読んでみるとどうもおかしいですね。この辺事務局で修正していただければいいなと思います。

澁川会長

私も幾つか気になることが改めてあるわけでございますが、ほかに御意見がないようで

したら、若干の微調整は私に一任願えれば幸いだと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございます。この決議につきましては、大臣に出すのに恥ずかしくない形に若干改めて見直して微修正の上、私の方で後日関係先に提出したいと考えております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございました。

議題5 その他

澁川会長

それでは、最後でございます。その他でございますが、以上で資源回復計画等についての協議事項が終了しましたけれども、現在のところ、その他として本日の委員会で取り上げるべき事項等は今のところ事務局の方からも提案がなさそうでございます。ほかにございますか。

長島委員

ちょっとくどいようですが、この鯨問題は資源回復計画を進めていくには必要不可欠だと思います。ただいまこの委員会でこのようなものを決議したわけですが、今後は情報を常に収集して、解決に導くような努力をしていただきたいと思います。その辺のところを言いたかったわけです。ぜひお願いします。

澁川会長

そうですね。積極的に情報はオープンで、多くの情報を集めて、議論が進むように心がけていきたいと思います。

それでは、ほかに御意見等もないようでございます。ちょうど12時になりました。本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思います。委員各位、御臨席の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の鈴木信治委員と長島孝好委員におかれましては、後日事務局より議事録が送付されますので、署名の方をよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、第2回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会